

平成26年8月25日

お客さまへの海外取引支援体制の強化について

佐賀銀行（頭取 陣内 芳博）は、お客さまへの海外取引支援体制の強化を目的として、株式会社日本政策金融公庫（代表取締役 中小企業事業本部長 豊永 厚志）様との間で下記のとおり、「スタンドバイ・クレジット制度」にかかる基本契約を締結し、本制度の連携を開始しましたので、お知らせいたします。

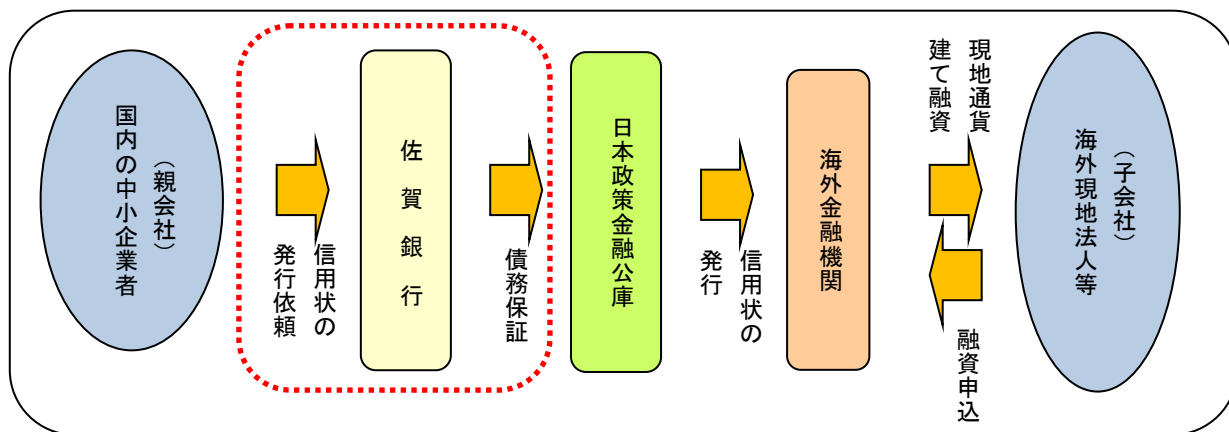
この「スタンドバイ・クレジット制度」は、日本政策金融公庫が当行の債務保証を得て、業務提携する海外金融機関に対して債務保証のための信用状を発行し、お客さまの現地通貨建て資金調達の円滑化をサポートする制度です。

当行は、当行独自のスタンドバイ・クレジットと本制度を併せて活用することで、お客さまが海外で新たに事業活動を行う際の資金調達の円滑化を更に支援してまいります。

当行では、今後とも海外進出や海外取引などをご検討されているお客さまの様々なニーズにお応えしてまいります。

記

1. 業務締結日 平成26年8月25日
2. 日本政策金融公庫と連携した「スタンドバイ・クレジット制度」の仕組み図



以上

本件に関するお問合せ先

営業支援部 海外ビジネスサポート室
(担当：桐谷)

TEL：0952(25)4616

このまちで、あなたと



佐賀銀行

日本政策金融公庫と連携した「スタンドバイ・クレジット制度」の概要

＜ご利用いただける方＞

- ・新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けた方
 - ・新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定（変更認定を含む）を受けた方
 - ・地域資源活用事業活動促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定（変更認定を含む）を受けた方
 - ・農商工等連携事業活動促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定（変更認定を含む）を受けた方
- ※ 本制度により資金調達を行う海外現地法人は、中小企業者が経営を実質的に支配している先で、かつ、上記のいずれかの計画において中小企業者と共同で事業を行うこととされている先に限ります。

＜商品概要・ご利用条件＞

信用状の発行条件	・ 補償限度額：1法人あたり4億5千万円 （①海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合は、国内親会社毎に4億5千万円、②海外において別個に法人格をもつ場合は、当該法人毎に4億5千万円が補償限度額となります。） ・ 補償条件：海外金融機関からの請求による支払い ・ 信用状有効期間：1年以上6年以内 ・ 適用ルール：U C P 600（国際商業会議所による信用状統一規則）に準拠
信用状制度の利用条件	・ 補償料率：信用リスク・信用状有効期間等に応じて所定の料率が適用されます。 ・ 補償料の支払方法：信用状の発行前に一括前払い ・ 連帯保証人：佐賀銀行 ・ 償還債務の金額：日本政策金融公庫の補償履行金額に費用等を加えた金額を円換算した額 ※なお、当行の債務保証を受けるにあたって、保証料が別途必要となります。
海外でのお借入れ条件	融資条件（期間・返済方法・金利等）の詳細については、海外金融機関が決定しますが、以下の内容であることが必要です。 ・ 融資金額及び通貨：信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て。 ・ 資金使途：承認又は認定を受けた計画事業を行うための設備資金及び長期運転資金 ・ 融資期間：1年以上5年以内
＜提携している海外金融機関（国）＞ （提携順に記載。海外金融機関との提携は順次拡大予定） － バンコック銀行（タイ） － メトロポリタン銀行（フィリピン） － K B 国民銀行（大韓民国） － ユナイテッド・オーバーシーズ銀行（シンガポール） － バンクネガラインドネシア（インドネシア） － ベト・イン・バンク（ベトナム） － C I M B 銀行（マレーシア） ※ご利用いただける通貨は、現地流通通貨（各国通貨のほか、米ドル等も可能）となります。	